

○自己点検・評価規程（平成5年7月26日）

改正 平成20年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、聖マリアンナ医科大学(以下「本学」という。)の建学の精神である生命の尊厳の理念に基づき、教育・研究・診療水準の向上と活性化を図るため、これらの活動等にかかる自己点検・評価の実施に関する事項を定めることを目的とする。

（自己点検・評価項目）

第2条 自己点検・評価項目は別表のとおりとする。

（実施部門）

第3条 自己点検・評価は、寄附行為施行規則第11条第1項各号に掲げる部門において行うものとする。

（委員会）

第4条 大学全体の自己点検・評価を円滑に実施するため、別に定める聖マリアンナ医科大学自己点検・評価運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置くものとする。

（報告）

第5条 運営委員会は、必要に応じて自己点検・評価の経過を教授会に報告するものとする。

2 運営委員会は、3年に1回、点検・評価報告をまとめ、第1条の目的を達成するための方策を添えて、理事長に報告するものとする。

3 報告書は、原則として学内及び学外に公表するものとする。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、教授会の議を経て理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成5年7月26日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

別表

自己点検・評価項目

	項目	中項目
1	教育活動	(1) 教育目標 (2) 学生の受入れ (3) カリキュラム (4) 教育指導の在り方 (5) 教授方法の工夫・研究 (6) 成績評価関係 (7) 休学・退学 (8) 教育環境 (9) 他大学等との交流 (10) 学生生活
2	研究活動	(1) 研究体制 (2) 学術交流 (3) 研究成果
3	診療活動	(1) 病院組織 (2) 病床数と患者数 (3) 環境衛生と環境整備 (4) 卒後教育
4	社会活動	(1) 各種の社会活動
5	国際交流	(1) 留学生関係 (2) 教員関係
6	教員組織・人事	(1) 教員組織 (2) 教員人事
7	施設・設備	(1) 各種施設の施設設備状況
8	管理・運営	(1) 大学の組織、機構 (2) 財政関係